



～チャイルドの経営コンサルタント監修による～

選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



今年度も保育士等の給与水準は上がりますか

(株) 幼保経営サービスコンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。レーヴ法律事務所などの専門家を含む、チャイルドグループのノウハウをQ&A形式でお届けします。

Question 今年度も保育士等の給与水準は上がりますか

Answer 令和7年度補正予算で人事院勧告に伴う給与改定に準じた公定価格の増額がありました



令和7年12月16日に令和7年度補正予算が成立し、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた算定の基礎となる職員の人件費の増額がされ、職員の人件費を+5.3%程度引き上げされる内容が子ども家庭庁から事務連絡で各都道府県にきています。

これは、保育士等の処遇改善の重要性を考慮し、年度当初（令和7年4月）に遡って賃金等を引き上げるために措置されるものであり、改定分は迅速かつ確実に職員に支払われる必要があります。

対象者は、施設長、主任保育士、保育士、調理員等の職種を対象としており、改定分の用途については人件費であることから、一時金等による賃金の支払及び法定福利費等の事業主負担に充てる必要があります。特に、処遇改善等加算の区分2及び区分3（以下「処遇改善等加算」という。）を算定する施設・事業所については、全額を賃金の支払及び法定福利費等の事業主負担に充てるのが加算認定の要件となっています。改定分は、職員の給与のベースアップを行い、その差額を一時金等の形で支払うことを基本としつつ、各施設・事業所の事情により、その他の方法で改善を図ることも求められます。また翌年度以降も改正後の単価の適用となるため、給与のベースを図ることが重要となります。



事業部紹介 株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強気にサポートしています。
①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平 (弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

